

～ 千代田区でボランティア活動をする皆さんを応援します！ ～

令和8年度

地域福祉活動提案事業助成金

応募の手引き



【応募受付期間】

令和 8 年 3 月 2 日(月)～3 月 31 日(火) 必着

【問い合わせ・申し込み先】

千代田区社会福祉協議会 ちよだボランティアセンター

〒102-0074 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階

TEL 03-6265-6522 FAX 03-3265-1902

メール volunteer@chiyoda-cosw.jp

*受付 月曜日～土曜日:8:30～17:15(日祝日お休み)

1 目的

千代田区の地域福祉向上に貢献するボランティア・市民活動事業に対して、その経費の一部を助成することにより、地域福祉の推進ならびに活動の促進を図ることを目的とします。

2 助成の対象となる団体

下記の全てに該当し、事業実施にあたり助成が必要と認められる団体を対象とします。

- (1)千代田区内に活動拠点を有している団体
- (2)区民主体の公益的な非営利活動を行う、または行うことを計画している団体
- (3)団体構成員に区内在住者を含む3名以上の団体 ※申込時点で区民がいない場合はご相談ください。
- (4)政治及び宗教活動並びに営利を目的としない団体
- (5)暴力団体又はその構成員の関与のない団体
- (6)審査会・報告会に出席できる団体

3 助成の対象となる事業

(1)高齢者対象

生活支援、生きがいづくり、多世代交流など

(2)子ども、子育て中の親を対象とした事業

親子の居場所づくり、子育ての悩み相談、ひとり親や障がいのある子どものサポートなど

(3)障がい者を対象とした事業

余暇活動や外出支援、心の病を抱えた人たちの支援など



（下記に該当する場合は、助成の対象外となりますのでご注意ください。）

*同一の事業内容で千代田区または区関係団体から既に助成を受けている場合は
助成の対象となりません。

*政治、宗教、営利を目的とする活動は、助成の対象としません。

4 助成金額

1事業あたり10万円を限度とします。

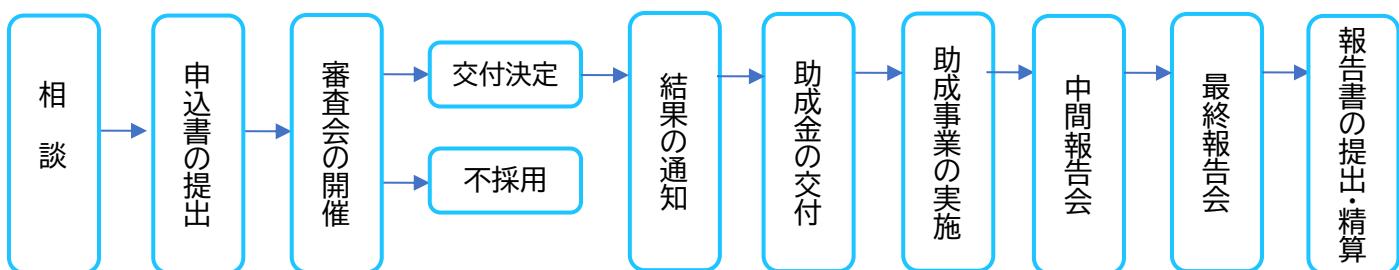
※活動の頻度が週1回以上等で、審査会で必要と認められた場合は、特例提案として上限5万円を
増額することができます。

5 助成活動の実施期間

令和8年5月下旬頃(交付日)～令和9年3月31日



6 手続きの流れ



*お申込みの流れや申込書の記入についてご不明点がありましたらご相談ください。

7 助成金の使途

本助成金は、**申請時にお知らせいただいた事業にかかる**下記のような経費にご利用いただけます。

※精算時に、申請時に記載のない支出科目への充当はできませんので、ご注意ください。

(1)諸謝金(団体構成員やボランティアへの謝礼は除く)

- ・事業にかかる講師、出演への謝礼

(2)交通費(ガソリン代除く)

- ・事前準備、活動当日の運営スタッフの交通費実費(提出された会員名簿に掲載のある方のみ)

交通費の上限は1,000円／1回(往復)です。

(3)通信運搬費

- ・チラシや案内などで必要な郵券、郵送費
- ・荷物や資料を運ぶ際の物品運搬費用

(4)消耗品費

- ・事業で使用する材料、文具、茶菓子代(条件有)など

※①事業に必要な茶菓子代は原則自己負担となります。ふれあいサロン事業(高齢者や障がいのある方、子ども・子育て中の親の方々の閉じこもりや孤立を防止し、地域での交流を図る居場所をボランティアが運営する活動)等での使用については、ひとり300円程度は助成金からの支出を可とします。

※②会のメンバー同士の交流会(振り返り会や新規メンバーとの顔合わせ会など)は対象となりません。

- ・記録用としての写真現像費など

(5)印刷製本費

- ・チラシ・ポスター・資料等の印刷・用紙代

(6)賃借料

- ・会場使用や資機材レンタルにかかる費用

・Zoom等オンライン使用料について、2か月に1回(年間6回)Zoom等オンライン事業をされる場合は、年間使用料の申請できます。年間5回以下の場合は1回あたり2,000円になります。

(例:3回事業を実施する場合は、2,000円×3回=6,000円)

(7)損害保険料(ボランティア保険は除く)

- ・事業にかかる行事保険料

注

オンラインミーティング等を利用した事業実施を検討される場合は、当センターまで、まずはご相談ください。

〈下記に該当する場合は、**助成の対象外**となりますのでご注意ください。〉

- ・団体運営のための人件費、事務所費、光熱費

- ・団体構成員のみを対象とした事業

・講師・出演者との打合せ経費

- ・対象が区民でない事業費

・備品費(カメラ、携帯電話、ポットなど)※社協にあるものは貸し出しいたします。

- ・アルコール代

・自己研鑽のための研修費用

・団体運営のための定例活動・練習の費用

- ・接待、心づけ、お土産、団体構成員のみの懇親費等の経費

- ・施設の入園料等

- ・すでに終了した事業費

注

助成金は、事業にかかる経費にご利用いただけます。定例会の費用、練習時の費用は対象外です。

8 応募の手続き

助成を希望するグループは所定の申込書に必要書類を添付して、表紙記載の申込み先まで郵送、または直接窓口にてご提出ください。ご来所の際は、必ずご予約の上お越しください

※申込みに必要な書類について、次ページの**申込・添付必要書類**をご参照ください。

申込・添付必要書類

応募の手引き、申請書などは本会窓口で配布します。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ・助成金申込書 | ・ <u>団体の会則またはそれに準ずるもの</u> |
| ・助成金申込事業の事業計画書 | ・助成金申込事業の収支予算書 |
| ・団体構成員名簿(住所・氏名・連絡先) | ・その他参考資料 |

*下線の書類は必須です。

*収支予算については、自主財源や参加費も含めて収支を出してください。

申込受付期間

令和8年3月2日(月)～3月31日(火) 必着

9 助成金交付団体の審査

申込受付期間終了後に開催する審査会において、助成の可否、助成金額、助成条件などについて審議します。各申込団体は、審査会で活動事業の提案(プレゼンテーション)をしていただきます。この審査会に参加できない場合、審査対象となりませんのでご注意ください。また、助成が決定した団体については、最終報告会の参加が必須となります。日時はあらためてご案内します。

審査会でのプレゼンテーションについて

日 時:令和8年5月中旬頃

場 所:かがやきプラザ4階

・グループによる活動企画内容は、各グループ5分以内で発表してください。その後、審査委員から活動内容についての質問を行います。

・プレゼンテーションの方法は、パソコン(パワーポイント)、模造紙、資料配布(10部)など自由です。発表方法は事前にご連絡ください。

・審査会では、活動への助言や、内容調整の依頼をする場合があります。

・助成金の申し込みをされた団体にプレゼンテーションの時間をご案内します。

10 審査の基準

- ・本助成の目的(千代田区の地域福祉推進)に合致する内容であり、利用者や区民が満足できる内容であること
- ・事業が計画的であり、継続性があること
- ・助成金を活用することで実現可能となる内容であること
- ・助成金が主体ではなく、申請した金額と自主財源をあわせて無駄なく、予定の事業実施ができる内容であること

11 助成金の交付

助成が決定した団体には、助成決定金額を交付します。ただし、以下の場合は返還いただきます。

- ・虚偽または不正な手段を用いて助成金の交付を受けたとき
- ・助成金を他の用途に利用したとき
- ・相当の事由なく活動内容と申請内容が著しく相違したとき
- ・助成対象の要件を欠いたとき、もしくは助成対象とされた活動が行えなくなったとき

12 助成事業の実施報告

年度内に、助成金交付団体の中間報告会を行います。実施内容や時期などの詳細は、改めてご連絡いたします。年度内の活動終了後、下記の報告書類をご提出ください。締切は年度末ごろ(3月下旬)を予定しています。また、最終報告会で活動写真を使用しますので、各事業の記録をお願いします。

- (1)事業報告並びに収支報告書
- (2)支出を明らかにすることのできる領収書(原本)
- (3)事業記録(写真)、チラシなど広報に使用したもの
- (4)返還金(事業にかかった経費が助成金額を下回った場合の差額分)



13 助成事業の情報公開

助成事業(新規)は、千代田区社会福祉協議会の情報紙・ホームページ等で公開します。